

鶴見区役所後援名義使用承認書

大鶴総第 号
令和 年 月 日

様

大阪市鶴見区長

令和 年 月 日付けで申請のありました「 」に
おける当区の後援名義の使用については、次の条件を付けて承認します。

記

- 1 申請後、事業内容等に変更が生じた場合は速やかに届け出てください。
- 2 上記1の届出が無い場合は、承認を取り消す場合があります。
- 3 事業の実施にかかる一切の責任は、主催者側が負うこととします。
- 4 事故防止等に万全を期すとともに、その責任は主催者側が負うこととします。
- 5 事業に関する経費は、主催者側が負担することとします。
- 6 事業終了後、速やかに事業実施報告書および収支報告書を提出してください。

担当 〒538-8510
大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
大阪市鶴見区役所 課
電話番号 06-6915-
FAX番号 06-6913-